



茨城県報

第 1 5 2 6 号

平成15年12月11日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課)	2
児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (2件) (障害福祉課)	2
児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)	3
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)	3
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)	3
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)	3
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)	4
大規模小売店舗の新設の届出 (2件) (商業流通課)	4
大規模小売店舗の変更の届出 (4件) (商業流通課)	6
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (9件) (商業流通課)	11
建設業法による営業停止処分 (監理課)	42
道路の区域の変更 (道路維持課)	43
道路の供用の開始 (道路維持課)	44

(選挙管理委員会)

直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数.....	44
政治団体の設立届出.....	46
政治団体の届出事項の異動届出.....	47
政治団体の解散届出.....	47
資金管理団体の指定届出.....	48

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	48
クリーニング業務従事者講習の指定 (生活衛生課)	49
公共測量の終了 (用地課)	49
開発行為の工事完了 (4件) (建築指導課)	50
建築協定の認可 (建築指導課)	50
建築基準法第86条の2第1項の規定による一団地の認定 (建築指導課)	51
落札者等の公示 (出納第二課)	51

(警 察 本 部)

落札者等の公示.....	51
--------------	----

告 示

茨城県告示第1877号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
特定非営利活動法人 福祉サポートセンター 西さわやか	グループホーム 西さわやか	茨城県猿島郡境町1762 1	痴呆対応型 共同生活介護	平成15年 12月 1日
有限会社 二葉	グループホーム めぐる	茨城県水海道市花島町29 4	痴呆対応型 共同生活介護	平成15年 12月 1日
有限会社 えくぼ	介護サービス 有限会社 えくぼ	茨城県那珂郡那珂町菅谷2659 1	訪問介護	平成15年 12月 1日

茨城県告示第1878号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの種 類
08000300273135	国立療養所晴嵐荘 病院	茨城県那珂郡東海 村照沼825	国立療養所 晴嵐荘病院	茨城県那珂郡東海 村照沼825	平成15年 5月 1日	児童短期入 所事業

茨城県告示第1879号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの種 類
08000300382118	在宅介護サービス まごの手	茨城県水戸市本町 3 2 26	有限会社 北関東総合 サービス	茨城県水戸市酒門 町4266 22	平成15年 12月 1日	児童居宅介 護等事業
08000300381110	有限会社 さくら ケアサービス	茨城県猿島郡境町 稲尾693	有限会社 さくらケア サービス	茨城県猿島郡境町 稲尾693	平成15年 12月 1日	児童居宅介 護等事業
08000300380112	介護サービスひだ まり	茨城県牛久市南3 7 8	社会福祉法 人 河内厚 生会	茨城県稲敷郡河内 町生板8907	平成15年 12月 1日	児童居宅介 護等事業

茨城県告示第1880号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
08000300093111	介護サービスひだまり	牛久市南3 7 8	有限会社 介護サービス ひだまり	牛久市中央3 12 6	平成15年 11月30日	児童居宅介護等事業

茨城県告示第1881号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの種類
08000100382110	在宅介護サービスまごの手	茨城県水戸市本町 3 2 26	有限会社 北関東総合 サービス	茨城県水戸市酒門 町4266 22	平成15年 12月1日	身体障害者 居宅介護等 事業
08000100381112	有限会社 さくら ケアサービス	茨城県猿島郡境町 稲尾693	有限会社 さくらケア サービス	茨城県猿島郡境町 稲尾693	平成15年 12月1日	身体障害者 居宅介護等 事業
08000100380114	介護サービスひだまり	茨城県牛久市南3 7 8	社会福祉法 人 河内厚 生会	茨城県稲敷郡河内 町生板8907	平成15年 12月1日	身体障害者 居宅介護等 事業

茨城県告示第1882号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
08000100093113	介護サービスひだまり	牛久市南3 7 8	有限会社 介護サービス ひだまり	牛久市中央3 12 6	平成15年 11月30日	身体障害者 居宅介護等 事業

茨城県告示第1883号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000200382119	在宅介護サービスまごの手	茨城県水戸市本町3 2 26	有限会社北関東総合サービス	茨城県水戸市酒門町4266 22	平成15年12月1日	知的障害者居宅介護等事業
08000200381111	有限会社 さくらケアサービス	茨城県猿島郡境町稲尾693	有限会社さくらケアサービス	茨城県猿島郡境町稲尾693	平成15年12月1日	知的障害者居宅介護等事業
08000200380113	介護サービスひだまり	茨城県牛久市南3 7 8	社会福祉法人河内厚生会	茨城県稲敷郡河内町生板8907	平成15年12月1日	知的障害者居宅介護等事業
08000200383141	玉里の里	茨城県新治郡玉里村高崎富士峰1824 500	社会福祉法人 聖隷会	茨城県新治郡玉里村高崎2206	平成15年12月1日	知的障害者地域生活援助事業

茨城県告示第1884号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止年月日	サービスの種類
08000200093112	介護サービスひだまり	牛久市南3 7 8	有限会社介護サービスひだまり	牛久市中央3 12 6	平成15年11月30日	知的障害者居宅介護等事業

茨城県告示第1885号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工分室に到着するよう提出してください。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社サンユーストアー

代表取締役 伊 藤 尚 武

(2) 住 所

北茨城市磯原町磯原1丁目127番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー-中郷店

北茨城市中郷町上桜井2884 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社サンユーストアー	北茨城市磯原町磯原 1 丁目127番地	伊 藤 尚 武

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 7 月20日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,352㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 95台
- イ 駐輪場の収容台数 28台
- ウ 荷さばき施設の面積 140㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 90㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前 9 時30分
 (閉店時刻) 午後 8 時45分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前 9 時 ~ 午後 9 時
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 3 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 3 時 ~ 午後 7 時

3 届出年月日

平成15年11月19日

茨城県告示第1886号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工分室に到着するよう提出してください。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山 田 昇

(2) 住所

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド日立店

日立市滑川町2丁目326番1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	山 田 昇

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年7月29日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,650m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	128台
イ 駐輪場の収容台数	75台
ウ 荷さばき施設の面積	194m ²
エ 廃棄物等の保管施設の容量	105m ³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後9時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時～午後9時

3 届出年月日

平成15年11月28日

茨城県告示第1887号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ベルナ

代表取締役 中 村 稔

(2) 住所

下妻市古沢539番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ベルナ東店

下妻市本城町 1 - 81

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社主婦の店ナカムラ

(変更後) 株式会社ベルナ

イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) 主婦の店ナカムラ東店

(変更後) 株式会社ベルナ東店

(3) 変更の年月日

平成15年11月 1 日

(4) 変更する理由

法人名の変更のため。

3 届出年月日

平成15年11月 4 日

茨城県告示第1888号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波新都市開発株式会社

代表取締役 鎌 田 精一郎

(2) 住所

つくば市竹園 1 丁目 2 番 1

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
クレオ
つくば市吾妻 1 丁目1311番地 5 外
 - (2) 変更しようとする事項
ア 駐車場の位置
イ 駐車場の自動車の出入口の位置
 - (3) 変更する年月日
平成16年 1 月19日
 - (4) 変更する理由
当該駐車場の閉鎖に伴う代替のため
- 3 届出年月日
平成15年11月26日

茨城県告示第1889号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名
株式会社マスタ
代表取締役 増 田 伊 作
- (2) 住所
水海道市宝町2771番地

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社マスタ取手店
取手市東六丁目10番 8 号
- (2) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後 9 時
(変更後) 午前 0 時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 9 時30分 (年間60日は午前 8 時30分) ~ 午後 9 時30分

(変更後) 午前 9 時30分 (年間60日は午前 8 時30分) ~ 午前 0 時15分

(一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成15年12月 1 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社マスタ	水海道市宝町2771番地	増 田 伊 作

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,530m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 142台
- (イ) 駐輪場の収容台数 120台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 72m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 44 m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前10時 (年間60日は午前 9 時)
- (イ) 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成15年11月21日

茨城県告示第1890号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社マスタ

代表取締役 増 田 伊 作

(2) 住所

水海道市宝町2771番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マスダ茎崎店

つくば市高見原一丁目1番16号

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後9時

(変更後) 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分(年間60日は午前8時30分)～午後9時30分

(変更後) 午前9時30分(年間60日は午前8時30分)～午前0時30分

(一部午後9時)

(3) 変更する年月日

平成15年12月1日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社マスダ	水海道市宝町2771番地	増 田 伊 作
長谷川花店	つくば市若葉176番地	長谷川 昭

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,517m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 153台

(イ) 駐輪場の収容台数 40台

(ウ) 荷さばき施設の面積 116m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 49m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前10時(年間60日は午前9時)

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

3 届出年月日

平成15年11月28日

~~~~~

## 茨城県告示第1891号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

姫子ファッションモール  
水戸市姫子2丁目702-5 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成15年7月31日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称   | 住 所                   | 代表者氏名  |
|----------|-----------------------|--------|
| 株式会社しまむら | 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号 | 藤原 秀次郎 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年3月10日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,053m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 93台  
(イ) 駐輪場の収容台数 18台  
(ウ) 荷さばき施設の面積 151m<sup>2</sup>  
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 70m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後9時（一部午後8時）

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後9時

## (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

6箇所

## (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時～午前1時

## キ 届出年月日

平成15年7月9日

## 2 市町村の意見

| 市 町 村 名                                                      | 意 見 の 概 要                                                                                                                                                                                                                                                         | 理 由                                                     |
|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 水戸市                                                          | 荷さばき作業は深夜の作業を控えるとともに、搬出車両の防音意識の徹底に努めること。                                                                                                                                                                                                                          | 当該店舗に住宅が近接しているため。                                       |
|                                                              | 1. 駐車場法の目的をふまえ、安全に配慮した駐車場計画の実施。<br>2. 駐車区画の配置（東側の16台分の従業員用駐車場）については、道路法等の関係法令を厳守すること。（出入口を使用せず、市道赤塚223号線から車両が直接出入りする駐車区画の配置は不可。）<br>3. 出入口の設置については、道路法等の関係法令を厳守すること。（交差点における出入口の設置は、横断歩道より5 m以内・停止線より5 m以内・停止線が無い場合は、歩道と車道の境界部分より8 m以内は禁止区域である。又、各出入口幅は6 m以内とする。） | 関係法令等の適切な運用を図ることにより、計画地周辺の地域の生活環境を保持するため。               |
|                                                              | 駐車場への経路として市道赤塚4号線が設定されているが、当該路線は地区内の通過交通を受け持つ路線である一方、生活道路としての性格も併せ持っていることから、積極的に経路として設定する路線ではないと考えられるため、都市計画道路3・4・8号元台町河和田線への配分等、経路設定及び経路割合について再考すること。                                                                                                            | 指針では、駐車場への経路として住宅地の生活道路等静穏が要求されるような道路を極力回避することになっているため。 |
|                                                              | 景観に配慮した計画の実施（水戸市都市景観条例の届出）及び茨城県屋外広告物条例の許可。（第一種中高層住居専用地域は、屋外広告物の第一種禁止地域となり自家用広告物の総表示面積は15㎡となる。）                                                                                                                                                                    | 関係法令等の適切な運用を図ることにより、計画地周辺の地域の生活環境を保持するため。               |
| 建築基準法第48条を厳守すること。（敷地設定において、第二種住居地域が過半を占めること。北側駐車場との一体使用の不可。） | 関係法令等の適切な運用を図ることにより、計画地周辺の地域の生活環境を保持するため。                                                                                                                                                                                                                         |                                                         |

茨城県告示第1892号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に

供する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルカワ茨城店

東茨城郡茨城町町田1694番地の1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第6条第1項)

平成15年9月11日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 小 瀨 裕 正

(変更後) 代表取締役 島 田 久

大規模小売店舗の名称

(変更前) マルカワいばらきショッピングプラザ

(変更後) マルカワ茨城店

(3) 届出年月日

平成15年8月29日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1893号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー常陸大宮店

那珂郡大宮町石沢1802 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成15年11月6日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称           | 住 所            | 代表者氏名   |
|------------------|----------------|---------|
| 株式会社ワンダーコーポレーション | つくば市西大橋599 - 1 | 小 林 哲 美 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年6月18日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,982m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 119台
- (イ) 駐輪場の収容台数 52台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 46m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 12m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前10時
  - (閉店時刻) 午前0時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前9時30分～午前0時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
  - 4箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - 午前2時～午前3時

キ 届出年月日

平成15年10月7日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1894号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (仮称) つくばクレオスクエア キュート
  - つくば市吾妻1丁目6 - 1 外
- (2) 届出の概要
  - ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成15年 7 月14日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|-------------|-----|-------|
| 未定          |     |       |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 4 月 1 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

14,921㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 517台
- (イ) 駐輪場の収容台数 238台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 795㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 147㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (開店時刻) 午前 9 時  
 (閉店時刻) 午後 9 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 24時間
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
 15箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 6 時 ~ 午後 8 時

キ 届出年月日

平成15年 6 月25日

2 意見書提出者の意見

| 意 見 の 概 要  | 理 由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 店舗面積の縮小 | <p>つくば市は環境都市宣言を行っている。このための主要課題として、地球温暖化を防止するために二酸化炭素の発生を削減すること、都市内の大気汚染を防止するために自動車の排気ガスを抑制することなどが挙げられる。この両面で環境悪化を防止するためにつくば市に課せられた重要な課題は、「くるま社会」から脱却することである。つくばエクスプレスの開通は 2 年後に迫っている。この鉄道の導入を契機として「くるま社会」からの脱却をはかるために必要なことは、公共機関の充実への誘導であり、当面は路線バスの充実である。</p> <p>このために、新駅前をバスターミナルとして機能させることは常識的なことである。現状においても、バスターミナルはすでに満杯である。さらにタクシーの待合いエリアも必ずしも十分ではなく、時間帯によっては、路線バス利用者を送</p> |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | <p>迎する自家用車と公共駐車場利用者の待ち行列が、取り付け道路の渋滞の原因となっている。新駅開業による利用者の増加とともに、バスターミナル周辺の車道エリアは、渋滞により混乱することが予想される。円滑な交通誘導がなされるためには、バスターミナル周辺の自動車用エリアを十分に拡幅することが必要である。駅前のターミナルとして必要な駐輪場建設など交通問題のほかにも、治安上必要な駅前交番の設置など公共的性格を帯びた施設を準備する必要もある。</p> <p>駅前に必要な公共エリアの面積が絶対的に不足しているのであるから、これを優先的に充足させるために、ここに計画された大店舗の面積の大幅な縮小を求めるものである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2. 20街区駐車場の建設中止 | <p>駐車場の建設予定地は吾妻小学校に隣接しているので、小学校の教育環境を破壊し、かつ児童通学の安全に対する脅威を与えるものである。</p> <p>具体的には、小学校の静穏な環境を破壊する。また、駐車場への取り付け道路が広くないことから、自動車交通量が増加することによって児童通学の安全が脅かされるばかりでなく、駐車場に入場するための待ち行列が一車線を占有することによって渋滞が発生し、安全上の不都合に加えて、排気ガスによる健康被害、騒音による教育環境の悪化が生ずる。そしてまた、このことは幹線道路の渋滞をも助長し、中心部全体の渋滞に悪影響を及ぼす。</p> <p>小学校隣接の土地を選ばなくても、中央1, 2, 4の平面駐車場のよう、立体駐車場を建設しうる代替地は数多く存在する。以上のような理由から、計画された駐車場の建設は撤回されるべきである。</p> <p>また、中央1, 2, 4駐車場などは、周辺で大きなイベントが開催されるときに満車になることが少なくないので、利用者は感覚的には駐車場の絶対的不足を感じるため、事業者はそのアピールを受けているのであろう。しかし、西立体駐車場が満車になることは「まつりつくば」とか休日における特別の大売り出しなどの催事に伴うもので、年に数えるほどしかない。その場合でも、絶対的な満車にはなっていないで、機械式ゲートにしたために通過容量が大幅に減少したことと、車庫入れ操作待ちのための中間渋滞によるものであることも多い。中央1, 2, 4駐車場などは、駐車料の割引適用による利用集中が原因となっている。駐車場利用にあたって必要な対策として空き駐車場への誘導が考えられるが、このような事が行われている形跡はない。年に数回しかないような駐車場対策として、増設の必要があるのか問題の多いところであるが、少なくとも西立体駐車場の効率的な利用によって、当面の解決は可能であることは明らかである。</p> |

茨城県告示第1895号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。



平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) つくばクレオスクエア キュート

つくば市吾妻1丁目6-1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成15年7月14日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|--------|-----|-------|
| 未定     |     |       |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年4月1日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

14,921m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 517台

(イ) 駐輪場の収容台数 238台

(ウ) 荷さばき施設の面積 795m<sup>2</sup>(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 147m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午後9時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

## (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

15箇所

## (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後8時

## キ 届出年月日

平成15年6月25日

## 2 意見書提出者の意見

| 意見の概要                            | 理 由                                                                       |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1. 吾妻小学校の南への駐車場<br>の建設中止と建設場所の変更 | 学校教育法施行規則に「学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。」と規定されております。平成13年3月30日に文部科学省が策定 |

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                      | <p>した「小学校施設整備指針」によると小学校の周辺環境として「頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないことが重要である。」「騒音、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である。」としています。この駐車場の建設は、まさに指針に定めた不適合な環境を小学校横に建設するということになります。また、建設主体である「筑波新都市株式会社」「(財)つくば都市交通センター」へは自治体である茨城県、つくば市も大きな比率で出資しており、その活動には茨城県、つくば市の意向が大きく働いていると考えられますので、茨城県、つくば市は国の教育方針に反することになると考えます。文部科学省が策定した指針に反し、児童の通学時の安全及び教育環境に大きな影響を与えると考えられる駐車場建設は中止が適当と考えます。茨城県の姿勢としても、吾妻小学校南側の駐車場建設の中止を指導するのが当然と考えます。</p> <p>商業施設の駐車場確保のためには、現在3,000台以上の収容能力がある周辺の平面駐車場を立体化する等既存の駐車場の有効利用をすべきであると考えます。さらに、キュートの建設場所が駅のすぐそばの、中心部に位置していることを考えると、シャトルバスの運行及びパークアンドライド事業を積極的に取り入れ、自家用車による来客を減らす方策を行政と一体となって考えることが周辺環境にとっても大事であると考えます。</p> |
| <p>2. 暫定駐車場を営業する場合の営業時間の制限と安全の確保</p> | <p>キュート開業までの暫定駐車場として吾妻小学校南側の駐車場を営業する場合は、「つくばエクスプレス」開業時まで中央大通りでの工事が行われるために、駐車場の営業には仮の出入口を駐車場の東西側の道路に設置せざるをえません。そこで、暫定駐車場を営業する場合は、</p> <p>(1) 小学校の授業が無い土日祝日に限定すること。</p> <p>(2) 営業時間中は出入口に警備員を配し、安全性に十分配慮することが必要と考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

茨城県告示第1896号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (仮称) つくばクレオスクエア キュート
- つくば市吾妻1丁目6-1 外
- (2) 届出の概要
- ア 届出の種類及び届出の公告日
- 新設の届出（第5条第1項）

平成15年 7月14日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|-------------|-----|-------|
| 未定          |     |       |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 4月 1日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

14,921㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 517台
- (イ) 駐輪場の収容台数 238台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 795㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 147㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (開店時刻) 午前 9 時  
 (閉店時刻) 午後 9 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 24時間
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
 15箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 6 時 ~ 午後 8 時

キ 届出年月日

平成15年 6月25日

2 意見書提出者の意見

| 意 見 の 概 要       | 理 由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 店舗の規模を縮小すること | <p>つくばエクスプレスが開通すれば、つくばセンターへ来る人が多くなると考えられるが、増加分は東京方面へ行く人であって、センターで買い物をするために来るわけではない。東京へ行きやすくなれば、東京で買い物をする人が増えて、センターでの買い物客が減ると考えるのが常識的な見方である。過去の様々な事例がこのことを実証している。</p> <p>筑波新都市開発株式会社は、筑波学園都市発足の初期から学園地区のショッピングセンターの運営を行っているが、買い物客の要望には応えられず、特に、周辺の住民が日用品の購入のために農家や漁師の方から直接の共同購入を行ったり、生協を設立したりする事態となるなど第三セクターである公益的な役割を果たせなかった。</p> <p>現状においても、筑波新都市開発株式会社が、センター地区において運営する</p> |

|                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                   | <p>MOGに十分にテナントが入らず、1階の店舗が撤退した後は、現在も空いたままである。もしも筑波新都市開発株式会社が、「今後の工夫次第で人を集められる」と考えるなら、今それを実行して、センターの活性化を今すぐに図るべきである。それを行う能力がない現状においてキュートを建設することは、空き店舗を増やして、駅前をゴーストタウン化することになり、治安の悪化が懸念される。すぐ近くに住民にとって、生活環境上、由々しき問題である。したがって、キュートの建設規模を縮小して、将来にわたって確実にテナントが埋まる程度の、わずかな店舗面積に限定すべきである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>2. 20街区駐車場の建設中止</p>                            | <p>駐車場建設地は、吾妻小学校のすぐ南側であり、児童の通学時の安全や学習環境に大きな悪影響を与えられられる。</p> <p>また、この周辺の駐車場には3,000台以上の収容能力があり、すべてが埋まる日など、ほとんどない状況であり、新設の必要はない。</p> <p>この地には、つくばエクスプレスのつくば駅が平成17年に開業する予定であり、駅へ来る車で周辺の交通量が増えると予想される。そのような場所に、商業施設のための駐車場を設置することは、交通量をさらに増やすことになり、渋滞が心配される。この地は、つくば市の交通の要衝であり、スムーズに車が通行できることを第一に考えなくてはならない場所である。したがって、自家用車で来る人を増やすような方策を採るのではなく、公共交通で来る人がスムーズに来られるように配慮する必要がある。</p> <p>キュートは駐車場付きの大型商業施設という郊外型の発想を、公共交通の要衝に持ち込むものであり、渋滞を誘発して周辺住民に迷惑をかけるだけでなく、バスやタクシーや自家用車で駅へ来ようとする人たちに大変な迷惑をかけることになる。商業施設用の新たな駐車場を建設しないことが妥当である。</p> <p>また、この駐車場は小学校に隣接して建設されるもので、小学生への影響が大きい。もしも、駐車場の増設が必要であるとするなら、既存の平面駐車場の立体化など、他の場所に駐車場を確保すべきであって、この地に建設すべきでない。</p> |
| <p>3. 20街区駐車場の建設中止が困難な場合は、当該駐車場出入口の位置を変更すること。</p> | <p>2の理由をもってしても、駐車場の建設が避けられない場合には、駐車場出入口を中央大通りに変更すべきである。</p> <p>(1) 小学生の安全</p> <p>駅前通りに入口を作ると、小学校の通学路上に駐車場入口ができ、小学生が入口部分を横切る形で通学することになる。事業者は、この回避策として、すぐ前に信号機を設置して、小学生が反対側の歩道を通行することで、入口を横切らないことを提案している。この場合、信号機の設定と維持の費用は私たちの税金から支払われることになる。これは到底納得できるものではない。最初から、危険の少ない構造のものを作るべきである。</p> <p>中央通りに入口を作れば、小学校の通学路とは交わらないので、危険性が少なく、信号機の設定は必要ない。</p> <p>(2) バスの定時運行の確保</p> <p>駅前通りは、つくばセンターと筑波大学方面を結ぶバスが走っているが、道</p>                                                                                                                                                                                                                                 |

路幅は、片側4.5mの対面通行である。ここに駐車場へ入る車の列ができると、バスの定時運行に支障がでる。中央通りなら、片側3車線あるので、ここに列ができて、バスへの支障は少ない。また、中央通りの当該部分を走る定期バスは本数がわずかであるのに対し、駅前通りには多くのバスが走っていて、駅前通りの入口への支障が大きい。

(3) 交通安全

中央通りは幅40mとはいえ、長さが実質的に1kmしかなく幹線道路とはいえない。これを延長する具体的な計画も出しておらず、近い将来に幹線道路と言える状況になる見込みもない。この位置からしても、通過交通がなく、この道路の利用者は、ほとんどが「つくばセンター」周辺施設へ来る人たちである。この1kmの道路には、周辺施設への出入口として、多数の出入口がすでにあり、キュート用の駐車場出入口を中央通りに新設することを規制すべき要件は見当たらない。これに対し、駅前通りに入口を設けた場合に、駐車場待ちの車を追い越そうとする車があると非常に危険である。すぐ先がカーブしていて、小学校の建物で見通しがきかないので、事故が懸念される。また、右折で駐車場に入る車を制止する有効な手段がなく、歩行者への危険性が高い。中央通りなら、中央分離帯があるので左折でしか入れない。

(4) 進入経路

事業者は、車が来る経路を8方向と想定している。このなかで危険なのは、入口が駅前通りにある場合は、学園東大通り東方面からの車が北から進入して右折で駐車場へ入ろうとする可能性が想定されることである。また、入口が駅前通りの場合、つくば駅への出入口がある交差点を必ず通過しなければならず、交通政策上に問題があると言えよう。

(5) 西立体駐車場が満車の場合の進入路

西立体駐車場が満車になり、西立体駐車場へ入るつもり車が、当該駐車場へと予定を変更した場合、かなり近くまで来た時点での判断が予想され、入口が中央通りでも駅前通りでも動線は変わらない。西立体駐車場の満車を遠くの場所でわかるようにするなら、適切な位置に電光掲示板をつけることで、スムーズな車の流れが確保できる。

以上のことを総合的に判断した結果出入口を中央通りに変更するように求めるものである。

茨城県告示第1897号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) つくばクレオスクエア キュート

つくば市吾妻1丁目6-1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成15年7月14日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|--------|-----|-------|
| 未定     |     |       |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年4月1日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

14,921m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 517台
- (イ) 駐輪場の収容台数 238台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 795m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 147m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (開店時刻) 午前9時
- (閉店時刻) 午後9時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 24時間
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
- 15箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前6時～午後8時

## キ 届出年月日

平成15年6月25日

## 2 意見書提出者の意見

| 意見の概要                | 理 由                                                                                                                            |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 店舗建設の中止または店舗面積の減少 | 店舗の規模の算定には、自動車で30分圏、100万人の商圈を設定しているなど、つくばエクスプレス利用者ではなく、明らかに、車での来客をターゲットとした商業施設計画になっている。<br>しかし、こうした自家用車での来客は、近隣の郊外型のショッピングセンター |

|                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                             | <p>との競合が激しく、十分な収益が上げられないと思われる。</p> <p>また、キュートの家賃水準は、近隣の他の商業施設に比べて格段に高いため、テナント企業が敬遠したり、当初入居しても、早晩撤退し、ゴースタウン化する恐れもある。逆に集客に成功した場合は、狭い地域への車の集中は、来店利用者にとっても、地域住民にとっても交通混雑や渋滞、安全性の低下などの原因となる恐れが大きい。</p> <p>現状の店舗計画は、いくつかの矛盾を抱えたままの案であり、中止あるいは見直しによる規模の縮小が必要と思われる。</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>2. 20街区駐車場の建設中止</p>                      | <p>現在計画されている駐車場は、吾妻小学校の南側の隣接地に位置しており、児童の通学時の安全や学習環境の悪化が懸念される。</p> <p>なお、周辺には既に3,000台以上の駐車スペースがあり、新設の必要は感じられない(それでも不足する場合は、既存の駐車場の立体化で対応すべきと考える)。</p> <p>研究学園都市というコンセプトに基づいて計画されたつくば市の玄関口となるつくば駅前に無機質な駐車場を建設することも再考を要する事項であろう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>3. 20街区駐車場の建設中止が困難な場合は当該駐車場出入口の位置の変更</p> | <p>現在の計画では、当該駐車場の東側の駅前通りに入口が付けられることになっているが、(1)吾妻小学校の通用口があり、東南側に居住する生徒はこの駅前通りを横断して通学する、(2)駅前通りは、片側1車線で狭い上に、バス通りとなっており、入口に入る車の列をバスや他の車が除けて通るスペースがない、(3)信号機の設置が計画されているが、信号待ちの通過車の列が入口に入る車と2列に並ぶ可能性がある、(4)入口の予定場所の少し先で道路がカーブしており、見通しが悪く、北から来る対向車が信号に気付かず、スピードを落とさないまま渋滞箇所に突っ込んでくる恐れもある、(5)北から来る車が右折して駐車場に入ろうとすると、さらに通学横断歩道付近で車が錯綜する、など通学横断路としては非常に危険な場所になってしまうと思われる。</p> <p>こうした危険を避けるためにも、入口(出口)を中央通り側に設ければ、信号機を設置しなくても、危険性は大幅に軽減できることは明らかである。駐車場建設中止が困難な場合は、計画を変更し、出入口を中央通り側に設置すべきである。</p> |

茨城県告示第1898号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) つくばクレオスクエア キュート

つくば市吾妻1丁目6-1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成15年 7 月14日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|-------------|-----|-------|
| 未定          |     |       |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 4 月 1 日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

14,921m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 517台
- (イ) 駐輪場の収容台数 238台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 795m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 147m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前 9 時
  - (閉店時刻) 午後 9 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
15箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時 ~ 午後 8 時

## キ 届出年月日

平成15年 6 月25日

## 2 意見書提出者の意見

| 意 見 の 概 要       | 理 由                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 20街区駐車場の建設中止 | 駐車場建設計画によると、大型駐車場を吾妻小学校南隣接地に建設し、その入口は駐車場東側道路に設けるとしている。吾妻小児童はその道路を通学路として使用しており、通学児童と駐車場進入車の動線は完全に交差する。また、大型駐車場設置に伴う周辺道路の混雑や駐車場利用者による騒音、排気ガスの増加は避けられない。これらは児童の通学時または休日における学校利用時の危険を著しく増大させると共に、教育環境を著しく損なうものである。学校教育法施行規則には「学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。」と規定している。文部科学省の「小学校施設整備指針」によると小学校教育上適切 |



な環境として「頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないことが重要である。」  
「騒音、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である。」  
としている。以上を勘案すると、この駐車場の建設は吾妻小学校を教育上不適切な環境におくことになる。従って、駐車場を当該地に建設することは学校教育法施行規則に抵触することになると考える。よって、建設予定地に駐車場を建設することは容認できず、当該地区の建設は中止し必要ならば別の地区に建設することを要望する。

尚、大店立地法の指針においては小学校に隣接した区域への大型駐車場用地の確保等についての特段の記載はない。しかし、社会として遵守されるべき上位概念（上述の学校教育法など）に照らし合わせ、大店立地法において記載された指針と同様に都道府県が勘案すべき問題である。

2. 20街区駐車場の建設中止が困難な場合は当該駐車場出入口の位置の変更

建設を中止することが困難な場合には、児童の通学の安全を考えて駐車場の出入口を中央大通りに変更することが必要と考える。現在、事業者からの案では駐車場の東側道路に入口を、西側の道路に出口を設置としている。この場合、東側道路は小学校児童の通学路であり、駐車場に入場する車輛と児童の通学路が交差することになる。当該道路は片側一車線のバス通りであり、駐車のための待ち列が通学路を塞ぐこと、入庫車輛を後方から追い越す車輛がいた場合に、その直後の横断歩道において車輛と歩行者が交錯する等の危険が生じる。

このため、PTAとしては、中央通り側の入口を設け、西側からの車の進入を当該駐車場で収容し、東側からの車の収容は西側の立体駐車場で対応する代替案を提示した。これに対し、中央通り沿いに入口を設けると入口側の車の交通が制限され、渋滞を招くとの指摘があった。

小学校に隣接して大型駐車場が建設されている事例が江東区立第二亀戸小学校にある。同区域では駐車場の入口を京葉道路側に設け、小学校児童の通学路と一般車両の通行が交差しないための措置を講じている。通学路側には荷役車輛用の出入口のみを設け、誘導員を配置した上で児童の通学時間以外での運用を図っている。京葉道路は片側3車線の幹線道路であり、その交通量は中央通りで予測されるものを遙かに凌駕する。しかし、当該地区では駐車場に入庫する車輛の導線を長く取り、誘導員を複数適切に配置することで渋滞を生じさせることなくスムーズな運行を実現している。中央通りは東西の大通りに面して行き止まりであり、京葉道路や土浦学園線のような幹線道路とは性格が異なり、車の交通量がこれらの幹線道路を上回るとは考えられない。

以上の第二亀戸小学校の事例に鑑み、吾妻地区の当該駐車場の入口についても同様の措置が可能であると考えられる。上記の当方の説明に対して、事業者側の回答は、当初指摘していた中央通りの混雑には触れず、西側からの車輛を既存の西立体駐車場に収容するとした場合で、満車になった場合に、東側からの車輛の収容に支障を来すことになり、商業施設の営業への影響が懸念されるというものであった。そのため、通学路を交差することによる危険は承知の上で、東側通路に入口を設けたいと明言している。仮に西立体駐車場が満車になった場合でも、

当該区域には南立体駐車場を始め対応可能な多くの共用駐車場が現存している。それにもかかわらず、通学路上への入口の設置に固執する事業者の姿勢は、通学路の安全確保のための措置を求める小・中学校PTAの願いを無視するものであり、自己の事業収益の都合を児童の安全対策よりも優先することを公言したものととして、公共性の観点からも容認しがたいものである。

当該区域の歩道は幅員約1.5m程度と狭い。新駅開業以降、駅への歩行者や自転車による通行が増えることが予想され、児童が通学する際には対向する自転車等との歩道内での接触事故も懸念される状況である。この上、更に通学路上に駐車場の入口が交差する事態は極めて危険な状況であり、仮に誘導員を配置しただけではその安全を確保することははなはだ不十分であると考えられる。

駐車場法施行令第七条では「自動車の出口及び入口は、小学校の出入口から二十メートル以内の道路の部分に設けてはならない。」と示されている。吾妻小学校の場合には校門が遊歩道に面していることから、出入口の設置規制は遊歩道と車道が交わった地点（東側と西側の2箇所）を基点に考えるべきで、駐車場の東西入口は小学校出入口から二十メートル以内になり、法令に違反する。また、この法令は、小学生の安全を図るために、校門付近における駐車場の出入口設置を禁じたものであり、この法令の趣旨からも、駐車場の出入口は中央通りに設置することが不可欠と考える。

また茨城県の条例では幹線道路沿いへの駐車場出入口の設置が規制されているが、当該駐車場と中央大通りが面している部分は条例の制定範囲外であることから出入口を中央通り沿いにすることに問題は無いと考える。

なお、中央大通り側に出入口を設置した場合、車両が大きな歩道を横切ることになるが、当該歩道を使用するのはほとんどが当該地区の住民に限定されることが考えられ、当該地区の住民を主体とした自治会が当該出入口の設置を中央大通り沿いに求めていることから、住民の拒絶反応は非常に小さいと考えられる。また、第二亀戸小学校隣接の大型駐車場の事例では、京葉道路沿いで歩行者や自転車が利用する歩道と入庫車輛が交差する状況であるが、複数の誘導員による対応がなされている。

3. 20街区駐車場の建設中止が困難な場合は当該駐車場の営業時間の制限と出入口での安全確保

「つくばエクスプレス」開業時までには中央大通りでの工事が行われるために、駐車場の営業には仮の出入口を駐車場の東西側の道路に設置せざるをえない。1、2の理由からこの時期における駐車場の営業は行わないよう指導することが必要と考える。仮に営業を認めた場合にも、

A. 中央通り復旧後は直ちに出入口を中央大通りに変更すること。

B. 仮出入口での営業は小学校の授業が無い土日祝日に限定すること。

C. 土日祝日も小学校の校庭は地域の活動に開放しており、児童や関係者は通学路を利用している。このため仮出入口での営業時間中は誘導員を配し、安全性に十分配慮することが必要である。

4. 20街区駐車場の建設中止が困難な場合は吾妻小学校とつ

駐車場の出入口について上記対策により通学路の安全が確保された上で、駐車場構内における安全管理に万全を期する必要がある。小学校内部への不審者の進

くば駅との間（駐車場予定地の一角）に交番設置スペースを事業者が無償提供することを建設の条件をすること。

入等による対策や小学校周辺の治安維持等の学校環境保全是全国的な最重要課題であると認識されている。駐車場構内には駐車車輛の陰などで警備の死角となる箇所が多く、構内の警備体制についても小学校に隣接した区域の警備として特段の強化が求められる。これらの観点より、通常の車輛の誘導員以外に、交番の設置がもっとも有効であり、事業主に対してその設置のためのスペースの無償提供と求めるとともに、平時の安全確保のために人員の配置を要望する。

茨城県告示第1899号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工分室）において縦覧に供する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

第1 カスミ平須店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ平須店

水戸市平須町1828 - 244番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成15年5月22日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称  | 住 所           | 代表者氏名   |
|---------|---------------|---------|
| 株式会社カスミ | つくば市西大橋599番地1 | 小 瀨 裕 正 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年12月29日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,128㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 100台

(イ) 駐輪場の収容台数 31台

(ウ) 荷さばき施設の面積 32㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 24㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午前0時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午前0時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前3時～午前0時

キ 届出年月日

平成15年4月28日

## 2 意見の概要

夜間における来客車両走行騒音2, 荷捌き車両走行騒音6, 台車走行騒音4については, 近接する住居において規制基準値を超えないよう, 適切な対策を講ずること。

## 第2 (仮称) カワチ薬品鮎川店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カワチ薬品鮎川店

日立市鮎川町4丁目1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成15年5月29日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称    | 住 所            | 代表者氏名 |
|-----------|----------------|-------|
| 株式会社カワチ薬品 | 栃木県小山市卒島1293番地 | 河内伸二  |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年1月19日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,886m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 225台

(イ) 駐輪場の収容台数 76台

(ウ) 荷さばき施設の面積 83m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 36m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午後9時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時～午後9時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時～午後9時

キ 届出年月日

平成15年5月19日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第3 千代田ショッピングモール

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

千代田ショッピングモール

新治郡千代田町大字下稲吉2633 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成15年5月29日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称           | 住 所                   | 代表者氏名 |
|------------------|-----------------------|-------|
| 株式会社カワチ薬品        | 栃木県小山市卒島1293番地        | 河内伸二  |
| 株式会社ケーヨー         | 千葉県千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号 | 林武夫   |
| 株式会社スーパーカドヤ      | 東茨城郡美野里町羽鳥2737        | 岡崎光男  |
| 株式会社しまむら         | 埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号   | 藤原秀次郎 |
| 株式会社ワンダーコーポレーション | つくば市西大橋599 - 3        | 小林哲美  |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年1月13日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

15,754㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 1,242台

(イ) 駐輪場の収容台数 440台

(ウ) 荷さばき施設の面積 804㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 290㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時 (一部午前10時)

(閉店時刻) 午前0時 (一部午後10時, 午後8時)

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時30分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
5 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- |               |               |
|---------------|---------------|
| カワチ薬品棟        | 午前 7 時～午後 9 時 |
| ケーヨー-D 2 棟    | 午前 9 時～午前11時  |
| スーパーカドヤ棟      | 午前 6 時～午後 9 時 |
| しまむら棟         | 午後 0 時～午前 1 時 |
| ワンダーコーポレーション棟 | 午前10時～午後 6 時  |

キ 届出年月日

平成15年 5 月13日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 4 (仮称) カスミひたち野牛久店

### 1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) カスミひたち野牛久店  
牛久市下根町字本郷道1500番地の 2 外

### (2) 届出の概要

#### ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成15年 6 月 2 日

#### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所            | 代表者氏名   |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番地 1 | 小 瀨 裕 正 |

#### ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 1 月31日

#### エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,417m<sup>2</sup>

#### オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| (ア) 駐車場の収容台数     | 195台              |
| (イ) 駐輪場の収容台数     | 90台               |
| (ウ) 荷さばき施設の面積    | 50m <sup>2</sup>  |
| (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 | 25 m <sup>3</sup> |

#### カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午前0時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午前0時30分 (一部午後9時)

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前3時～午後9時

キ 届出年月日

平成15年5月20日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第5 カインズホーム北茨城店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム北茨城店

北茨城市関南町神岡下字南浜田273 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成15年5月8日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 5,000<sup>m</sup><sup>2</sup>

(変更後) 8,310<sup>m</sup><sup>2</sup>

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 496台

(変更後) 収容台数 623台

(ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 15台

(変更後) 収容台数 40台

(エ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 65<sup>m</sup><sup>2</sup>

(変更後) 面積 157<sup>m</sup><sup>2</sup>

(オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 17<sup>m</sup><sup>3</sup>

(変更後) 容量 77<sup>m</sup><sup>3</sup>

(カ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後8時

(変更後) 午後8時45分

(キ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分～午後8時15分

(変更後) 午前7時30分～午後9時

(ク) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所

(変更後) 6箇所

(ケ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時～午後7時

(変更後) 午前6時～午後7時

ウ 届出年月日

平成15年4月23日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第6 那珂町ショッピングセンター

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

那珂町ショッピングセンター

那珂郡那珂町菅谷2438 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成15年4月28日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時～午後9時

(変更後) 午前4時～午前0時

ウ 届出年月日

平成15年4月9日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第7 日立ライフサービス株式会社青葉店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立ライフサービス株式会社青葉店

ひたちなか市青葉3番12号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)



平成15年 6 月12日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時～午後 8 時

(変更後) 午前 9 時 (一部午前10時) ～午前 0 時 (一部午後 8 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 8 時30分

(変更後) 午前 8 時30分 (一部午前 9 時30分) ～午前 0 時30分 (一部午後 8 時30分)

ウ 届出年月日

平成15年 5 月26日

2 意見の概要

意見なし

第 8 日立ライフサービス株式会社兎平店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立ライフサービス株式会社兎平店

日立市城南町 3 丁目 4 番 1 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 7 月 3 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時～午後 8 時

(変更後) 午前 9 時～午前 0 時 (一部午後 8 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 8 時30分

(変更後) 午前 8 時30分～午前 0 時30分 (一部午後 8 時30分)

ウ 届出年月日

平成15年 5 月26日

2 意見の概要

意見なし

第 9 東海駅東ショッピングタウン

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東海駅東ショッピングタウン

那珂郡東海村舟石川長堀15街区 1

(2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成15年 6 月12日

## イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時)

閉店時刻 午後11時 (一部午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 0 時, 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時)

閉店時刻 午後12時 (一部午後11時, 午後 9 時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分) ~ 午後11時30分 (一部午後 9 時)

(変更後) 24時間, 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分) ~ 午後11時30分 (一部午後 9 時)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時 ~ 午後 9 時

(変更後) 午前 4 時 ~ 午後12時

## ウ 届出年月日

平成15年 5 月26日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第10 コープひめこ

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープひめこ

水戸市姫子 2 丁目667 - 6 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 6 月19日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午前 0 時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 ~ 午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時30分 ~ 午前 0 時15分

## ウ 届出年月日

平成15年 6 月 2 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第11 コープフレール水戸

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープフレール水戸

水戸市元吉田町1049 - 1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成15年6月19日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後9時

(変更後) 午前0時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後9時15分

(変更後) 午前8時30分～午前0時15分

## ウ 届出年月日

平成15年6月2日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第12 ヒマラヤ竜ヶ崎ニュータウン店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒマラヤ竜ヶ崎ニュータウン店

龍ヶ崎市中根台2丁目1番10号

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成15年5月8日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 駐車場の位置

## (イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 6箇所

(変更後) 7箇所

## ウ 届出年月日

平成15年4月16日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第13 トステムビバ竜ヶ崎店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

トステムビバ竜ヶ崎店  
龍ヶ崎市小通幸谷町字中道228 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)  
平成15年5月22日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時 (一部午前10時)

閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時 (一部午後10時)

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時40分～午後9時20分

(変更後) 午前8時40分～午後10時20分 (一部午後9時20分)

## ウ 届出年月日

平成15年5月1日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第14 城南ショッピングセンター

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

城南ショッピングセンター  
龍ヶ崎市光順田1753番地 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)  
平成15年7月7日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時 (一部午後8時)

(変更後) 開店時刻 午前9時 (一部午前10時)

閉店時刻 午後10時 (一部午後9時, 午後8時)

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 24時間

(変更後) 24時間 (一部午前 6 時～午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年 5 月29日

2 意見の概要

意見なし

第15 ヤオコー牛久店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー牛久店

牛久市田宮 3 丁目 1 番地 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 6 月12日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,874m<sup>2</sup>

(変更後) 1,784m<sup>2</sup>

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時～午後 9 時

(変更後) 午前 9 時～午後10時

(ロ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時40分～午後 9 時20分

(変更後) 午前 8 時40分～午後10時20分

ウ 届出年月日

平成15年 5 月29日

2 意見の概要

駐車場 1 における午後 9 時以降の自動車走行騒音が、店舗南側に隣接する住居立地地点において基準値を超過するため、一部駐車区画の利用を制限するなど、適切な対応策を講ずること。

第16 ヤオコー利根店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー利根店

北相馬郡利根町四季の丘 1 丁目16の 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 6 月12日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時～午後9時

(変更後) 午前9時～午後10時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時40分～午後9時20分

(変更後) 午前8時40分～午後10時20分

## ウ 届出年月日

平成15年5月29日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第17 水戸石川ショッピングセンター

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 水戸石川ショッピングセンター

所在地 水戸市石川2-4057 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成15年5月26日

## イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時 (一部午前10時)

閉店時刻 午後10時 (一部午後9時)

(変更後) 開店時刻 午前0時 (一部午前9時, 午前10時)

閉店時刻 午後12時 (一部午後9時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後10時30分

(変更後) 24時間 (一部午前8時30分～午後10時30分)

## ウ 届出年月日

平成15年5月8日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第18 エコス友部店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス友部店

西茨城郡友部町東平三丁目1470番1930号

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 6 月19日

## イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 ~ 午後 9 時30分

(変更後) 午前 7 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

## ウ 届出年月日

平成15年 5 月30日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第19 エコス川島店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス川島店

下館市布川1317番地 5

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 5 月 8 日

## イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 ~ 午後 8 時30分

(変更後) 午前 7 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

## ウ 届出年月日

平成15年 4 月15日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第20 スーパーカドヤひたちなか佐和店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤひたちなか佐和店  
ひたちなか市高場字鹿原1484 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)  
平成15年5月8日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後9時  
(変更後) 午前0時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場 1 午前8時30分～午後9時30分  
駐車場 2 午前8時30分～午後9時30分  
駐車場 3 午前8時30分～午後9時30分  
(変更後) 駐車場 1 午前8時30分～午前0時30分  
駐車場 2 午前8時30分～午前0時30分  
駐車場 3 午前8時30分～午前0時30分 (一部午後9時)

## ウ 届出年月日

平成15年4月16日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第21 スーパーカドヤひたちなか田彦店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤひたちなか田彦店  
ひたちなか市堂端2丁目1-10 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)  
平成15年6月5日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後9時  
(変更後) 午前0時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後9時30分



(変更後) 午前 8 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年 5 月19日

2 意見の概要

意見なし

第22 スーパーカドヤ双葉台店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤ双葉台店

水戸市双葉台 4 丁目650 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 6 月19日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 ~ 午後 9 時30分

(変更後) 午前 8 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年 5 月30日

2 意見の概要

意見なし

第23 マルカワいばらきショッピングプラザ

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルカワいばらきショッピングプラザ

東茨城郡茨城町前田1694番地 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 6 月 5 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分

閉店時刻 午後 9 時 (年間165日は午後 8 時)

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時15分～午後9時15分(年間165日は午後8時15分)

(変更後) 午前8時45分～午前0時15分

ウ 届出年月日

平成15年5月21日

## 2 意見の概要

意見なし

### 第24 伊勢基チェーン北茨城店

#### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊勢基チェーン北茨城店

北茨城市磯原町磯原437 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第2項)

平成15年5月22日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時(年間60日は午前8時)

閉店時刻 午後11時

(変更後) 開店時刻 午前0時, 午前9時(年間60日は午前8時)

閉店時刻 午後12時(一部午後11時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分(年間60日は午前7時30分)～午後11時30分(一部午後9時)

(変更後) 24時間, 午前8時30分～午後11時30分(一部午後9時, 午後8時)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時～午後9時

(変更後) 午前4時～午前0時

ウ 届出年月日

平成15年5月9日

## 2 意見の概要

意見なし

### 茨城県告示第1900号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により営業停止処分をしたので, 同法第29条の5第1項の規定により, 次のとおり公告する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 処分をした年月日 平成15年12月3日

2 処分を受けた者

- (1) 商 号 株式会社 スガマ設備
- (2) 所 在 地 茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋92番地 3
- (3) 代表者の氏名 須 釜 利 行
- (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可 (般 11) 第28753号

3 処分の内容

公共工事 (国, 地方公共団体, 法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。) に係る営業及び民間工事であって補助金等 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。) の交付を受けているものに係る営業の停止 (平成15年12月17日から平成15年12月31日までの15日間)

4 処分の原因となった事実

埼玉県春日部市立 (仮称) 武里第二小学校校舎新築工事 (給排水衛生設備工事) において, 建設業法第26条第1項の規定に違反して主任技術者を配置しなかった。

茨城県告示第1901号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき, 道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は, 平成15年12月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 高萩塙線

3 道路の区域

| 区 間                                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要 |
|----------------------------------------------------------|------|---------|------|-----|
| 高萩市大字下君田字弥六作1989番<br>地先から<br>高萩市大字下君田字南宿1569番 1<br>地先まで  | 旧    | メートル    | メートル |     |
|                                                          |      | A       |      |     |
|                                                          |      | 最大 31.3 | 590  |     |
|                                                          |      | 最小 7.5  |      |     |
| 高萩市大字下君田字川平1368番 3<br>地先から<br>高萩市大字下君田字梅下1308番 1<br>地先まで | 旧    | B       |      |     |
|                                                          |      | 最大 43.0 | 500  |     |
|                                                          |      | 最小 13.0 |      |     |
|                                                          |      | 新       |      |     |
| 高萩市大字下君田字川平1368番 3<br>地先から<br>高萩市大字下君田字梅下1308番 1<br>地先まで | 旧    | A       |      |     |
|                                                          |      | 最大 10.0 | 247  |     |
|                                                          |      | 最小 3.5  |      |     |
|                                                          |      | B       |      |     |
| 最大 25.0                                                  |      |         |      |     |
| 最小 16.0                                                  |      |         |      |     |
| 新                                                        |      | 220     | 旧道移管 |     |

## 茨城県告示第1902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年12月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 矢畑横倉新田線
- 2 供用開始の区間 結城市大字上山川字矢橋2688番 1 地先から  
結城市大字上山川字大久保5733番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月11日

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成15年12月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

47,859人

2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

47,859人

3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

465,490人

4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

|           |         |
|-----------|---------|
| 水戸市選挙区    | 65,922人 |
| 日立市選挙区    | 55,193人 |
| 土浦市選挙区    | 36,057人 |
| 古河市選挙区    | 15,986人 |
| 石岡市選挙区    | 14,234人 |
| 下館市選挙区    | 17,343人 |
| 結城市選挙区    | 14,276人 |
| 竜ヶ崎市選挙区   | 20,204人 |
| 下妻市選挙区    | 9,601人  |
| 水海道市選挙区   | 11,100人 |
| 常陸太田市選挙区  | 10,763人 |
| 高萩市選挙区    | 9,240人  |
| 北茨城市選挙区   | 13,763人 |
| 笠間市選挙区    | 8,157人  |
| 取手市選挙区    | 22,394人 |
| 岩井市選挙区    | 11,501人 |
| 牛久市選挙区    | 20,444人 |
| つくば市選挙区   | 49,037人 |
| ひたちなか市選挙区 | 40,356人 |
| 鹿嶋市選挙区    | 16,925人 |
| 守谷市選挙区    | 13,415人 |
| 東茨城郡南部選挙区 | 30,898人 |
| 東茨城郡北部選挙区 | 7,487人  |
| 西茨城郡選挙区   | 19,801人 |
| 那珂郡選挙区    | 36,391人 |
| 久慈郡選挙区    | 12,626人 |
| 鹿島郡選挙区    | 37,062人 |

|             |         |
|-------------|---------|
| 行 方 郡 選挙区   | 19,496人 |
| 稲 敷 郡 選挙区   | 34,007人 |
| 新 治 郡 選挙区   | 25,286人 |
| 筑 波 郡 選挙区   | 11,121人 |
| 真 壁 郡 選挙区   | 21,010人 |
| 結 城 郡 選挙区   | 15,283人 |
| 猿 島 郡 選挙区   | 36,830人 |
| 北 相 馬 郡 選挙区 | 14,448人 |

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

465,490人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事，出納長，県選挙管理委員，県監査委員及び県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

465,490人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

465,490人

## 茨城県選挙管理委員会告示第144号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日      |
|-------------|---------|----------|----------------------|------------|
| 寺岡七郎後援会誠七会  | 岡 部 久米雄 | 小 嶋 平一郎  | 高萩市肥前町1丁目132 - 4     | 15. 11. 4  |
| 村上武後援会      | 鈴 木 俊 彦 | 斉 藤 隆    | 西茨城郡友部町大田町1005       | 15. 11. 4  |
| 藤井裕一後援会     | 藤 井 信 也 | 斉 藤 一 男  | 新治郡霞ヶ浦町牛渡2792        | 15. 11. 4  |
| 成田正後援会      | 成 田 正   | 古 木 貞 雄  | 笠間市笠間2192-11         | 15. 11. 6  |
| 「なんじょう治」後援会 | 関 口 健 次 | 南 條 恵 子  | 東茨城郡桂村錫高野761 - 6     | 15. 11. 6  |
| 「広木けさお」後援会  | 広 木 初 子 | 広 木 栄 子  | 東茨城郡桂村大字北方1608 - 1   | 15. 11. 6  |
| 秋山やすとし後援会   | 中 川 珍 郎 | 武 部 道 代  | 猿島郡総和町下辺見2145 - 10   | 15. 11. 10 |
| かたにわ正雄後援会   | 河 口 正 道 | 秋 田 次 男  | 筑波郡谷和原村川崎1413        | 15. 11. 11 |
| 佐宗ひろこ後援会    | 廣 田 松 枝 | 筒 井 公 子  | 笠間市南吉原393 - 1        | 15. 11. 11 |
| 舛井文夫後援会     | 小 川 恒 久 | 高 倉 健 司  | 那珂郡東海村舟石川704番2       | 15. 11. 11 |
| 島田ひさお後援会    | 小石川 日出夫 | 宇 田 敬 一  | 新治郡八郷町大字嘉良寿理188      | 15. 11. 12 |
| 市川和代後援会     | 市 川 和 代 | 市 川 和 代  | 守谷市百合ヶ丘3 - 2812 - 56 | 15. 11. 14 |

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地            | 届出年月日      |
|----------------|---------|----------|-----------------------|------------|
| 川名敏子後援会        | 川 名 敏 子 | 川 名 敏 子  | 守谷市みずき野6 - 9 - 3      | 15. 11. 14 |
| 石田安夫後援会        | 石 田 安 夫 | 石 田 昌 子  | 笠間市来栖1324             | 15. 11. 17 |
| 桐原健一後援会        | 桐 原 健 一 | 桐 原 すみ子  | 東茨城郡桂村下坏1573 - 1      | 15. 11. 17 |
| 土田あつし後援会       | 木 村 道 夫 | 土 田 敦 司  | 守谷市松ヶ丘4 - 14 - 17     | 15. 11. 18 |
| 福祉と環境を考えるグループK | 橋 本 きくい | 石 津 信    | 潮来市日の出3 - 5 - 8       | 15. 11. 21 |
| 多田政士後援会        | 多 田 登   | 多 田 志保子  | 東茨城郡常北町石塚1505番地の2     | 15. 11. 25 |
| 田中順子後援会        | 寺 門 龍 一 | 葛 西 文 子  | 那珂郡東海村村松2118 - 60     | 15. 11. 26 |
| 川又昭宏後援会        | 川 又 昭 宏 | 内 岡 宏    | 守谷市松ヶ丘7 - 1 - 5 - 205 | 15. 11. 27 |
| 佐藤りゅうじ後援会      | 佐 藤 明 人 | 佐 藤 美穂子  | 北相馬郡藤代町谷中69 - 2       | 15. 11. 27 |
| 寺門博志後援会        | 寺 門 ふみ子 | 寺 門 ふみ子  | 東茨城郡常北町下古内563の1       | 15. 11. 28 |

茨城県選挙管理委員会告示第145号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

|   | 政治団体の名称       | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日      |
|---|---------------|---------|----------|-----------------|------------|
| 新 | 寺岡七郎後援会誠七会    |         | 小 嶋 平一郎  |                 | 15. 11. 4  |
| 旧 |               |         | 鶴 谷 義 勝  |                 |            |
| 新 | 税理士による中山一生後援会 |         |          |                 | 15. 11. 4  |
| 旧 | 税理士による中山利生後援会 |         |          |                 |            |
| 新 | 秋山やすとし後援会     | 中 川 診 郎 | 武 部 道 代  |                 | 15. 11. 10 |
| 旧 |               | 佐 藤 道 郎 | 蓮 見 聡    |                 |            |
| 新 | 石川利秋後援会       | 根 本 誠 一 |          |                 | 15. 11. 14 |
| 旧 |               | 小 川 正 二 |          |                 |            |
| 新 | 公明党茨城第九総支部    | 根 本 鉄四郎 | 仲 田 好 一  | 那珂郡東海村竹瓦521 - 3 | 15. 11. 17 |
| 旧 |               | 山 口 慎 吾 | 根 本 鉄四郎  | ひたちなか市相金町11 - 9 |            |
| 新 | 自由民主党美和支部     | 瀬 賀 洋   |          |                 | 15. 11. 18 |
| 旧 |               | 小 室 彬   |          |                 |            |

茨城県選挙管理委員会告示第146号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日      |
|------------|---------|----------|------------------|------------|
| 寺岡七郎後援会誠七会 | 岡 部 久米雄 | 小 嶋 平一郎  | 高萩市肥前町1丁目132-4   | 15. 11. 4  |
| 七生社北関東本部   | 小堀内 孝   | 小堀内 孝    | 日立市東金沢町4-8-8     | 15. 11. 5  |
| 秋山やすとし後援会  | 中 川 珍 郎 | 武 部 道 代  | 猿島郡総和町下辺見2145-10 | 15. 11. 10 |
| 自由連合茨城県総支部 | 武 藤 博 光 | 和 田 忠 雄  | 那珂郡那珂町額田北郷1      | 15. 11. 20 |

茨城県選挙管理委員会告示第147号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成15年12月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

| 届出者氏名<br>(代表者氏名) | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日     |
|------------------|---------|-----------|--------------|-----------|
| 成 田 正            | 笠間市議会議員 | 成田正後援会    | 笠間市笠間2192-11 | 15. 11. 6 |

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成16年1月29日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成15年11月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
古河市障害児（者）支援の会 希望
- 3 代表者の氏名  
檜 山 郁 子
- 4 主たる事務所の所在地  
茨城県古河市本町1丁目3番33号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、市民及び事業所に、広く障害者の基本的人權の啓発を行うと共に障害者及びその保護者・ボランティア団体に対し、その活動の連絡、交流、支援を行うことにより、障害者の自立と社会活動の参加を促進し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。



## クリーニング業務従事者講習の指定

クリーニング業務従事者講習について、次のとおりクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により指定する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 主催者

東京都港区新橋6丁目8番2号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 山下 真 臣

## 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体

水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎内

財団法人茨城県生活衛生営業指導センター

理事長 村 田 實

電話 029 (225) 6603

## 3 開催年月日及び場所

- (1) 平成16年2月8日 (日)

下館市野殿1371

茨城県県西生涯学習センター 中講座室

- (2) 平成16年2月15日 (日)

水戸市三の丸1 5 38

茨城県三の丸庁舎 3階会議室A

- (3) 平成16年2月22日 (日)

土浦市中央2 16 4

土浦市亀城プラザ 大会議室

## 4 研修の科目及び講師

- (1) 衛生法規及び公衆衛生 (財)茨城県生活衛生営業指導センター 加原 憲 男

- (2) 洗濯物の受取、保管及び引渡し 東京クリーニング学校 山田 庄 助

- (3) 洗濯物の処理 " "

- (4) 繊維及び繊維製品 " "

- (5) レポート

## 5 受講料

4,500円

~~~~~  
公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 茨城県教育委員会

- 2 作業の種類 公共測量（基準点測量）

- 3 作業終了日 平成15年11月13日
4 作業地域 つくば市大字玉取の一部

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(第1工区)

土浦市大字乙戸字上野番外4番2, 同番3, 同番8, 同番9, 同番11, 同番25, 字下野番外5番14の一部, 牛久市大字東獺穴字新山979番6の一部, 980番1の一部, 995番1の一部, 同番2, 1000番の一部, 同番2, 1001番, 1002番, 1003番

- 2 事業主の住所及び氏名
東京都港区芝五丁目33番8号
三菱化学株式会社
代表取締役 富 澤 龍 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
牛久市女化町409番4

- 2 事業主の住所及び氏名
龍ヶ崎市松葉4丁目4番地19
桜井久子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
龍ヶ崎市川原代町3975番3

- 2 事業主の住所及び氏名
龍ヶ崎市川原代町2382
寺田一郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡新治村大字永井字境松103番2, 114番1, 同番2, 115番1, 同番2, 大字永井字内田105番2, 108番1

- 2 事業主の住所及び氏名
取手市野々井1101番1 ハーモニータウン2 - 1210
株式会社 ギャラクシー
代表取締役 廣 瀬 孝

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項により建築協定の認可をしたので、同法第76条の3第4項において準用する同法第73条第2項により次のとおり公告する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請人 結城郡千代川村大字本宗道992番地の2
株式会社 串田工務店
代表取締役 串 田 進
- 2 建築協定の名称 常総ニュータウン守谷御所ヶ丘第三建築協定
- 3 建築協定区域の
位置及び面積 茨城県守谷市御所ヶ丘5丁目1番
2,207.38㎡
- 4 建築協定の内容 守谷市において縦覧に供する。
- 5 認可年月日 平成15年12月3日

~~~~~

建築基準法第86条の2第1項の規定による一団地の認定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第6項の規定により次のとおり公告する。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

| 認定番号     | 認定年月日      | 申請者氏名            | 認定区域            |
|----------|------------|------------------|-----------------|
| 建指指令第56号 | 平成15年12月3日 | 国立水戸病院長<br>池田 成昭 | 東茨城郡茨城町桜の郷280番地 |

~~~~~

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年12月11日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は
随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合
には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行っ
た日 その他必要な事項

走査型プローブ顕微鏡 一式 出納事務局出納第二課 水戸市笠原町978番6 平成15年11月21日 セイコー・
イージーアンドジー 株式会社 東京都江東区亀戸6丁目31番1号 30,485,000円(消費税及び地方消費税抜き額)
一般競争入札 平成15年10月9日 最低価格

~~~~~

( 警 察 本 部 )

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年12月11日

茨城県警察本部長 中 林 英 二

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達の手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 その他必要な事項

交通事故処理車 ( 8 台 ) 及び移動交番車 ( 2 台 ) 警察本部警務部会計課 水戸市笠原町978番 6 平成15年10月30日 茨城日産自動車株式会社 茨城県水戸市千波町1949 - 1 35,910,000円 一般競争入札 平成15年9月8日 最低価格

毎週月・木曜日発行 ( 緊急事項は号外発行 ) ( 定価送料とも1月 )  
( 休日の場合は繰下発行 ) ( 金 3, 0 6 0 円 )

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)